

令和3年分所得税の確定申告及び市・県民税申告に関するお知らせ



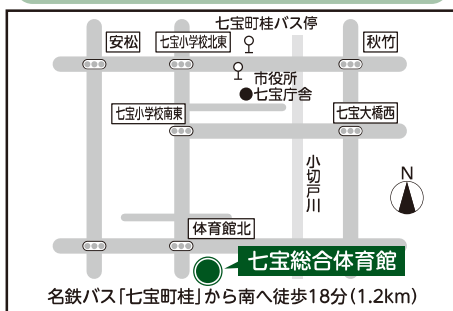
◎事前相談会

七宝・甚目寺の両地区で確定申告期間前に、下記のとおり「事前相談会」を開催します。

	七宝会場	甚目寺会場
場 所	七宝総合体育館 卓球場	市役所甚目寺庁舎 2階大会議室
日 に ち	2月3日(木)・4日(金)	2月8日(火)・9日(水)・10日(木)
時 間	午前の部 午前9時～11時(受付:午前9時～10時30分) 午後の部 午後1時～3時(受付:午後1時～2時30分)	

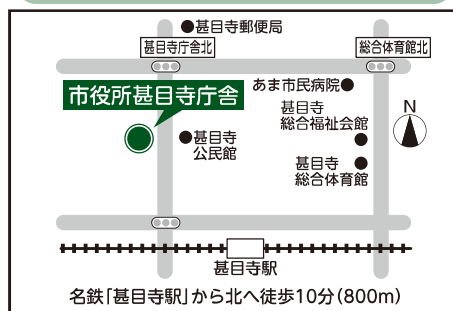
※詳しくは、広報あま1月号をご覧ください。

七宝総合体育館への交通のご案内



名鉄バス「七宝町桂」から南へ徒歩18分(1.2km)

甚目寺庁舎への交通のご案内

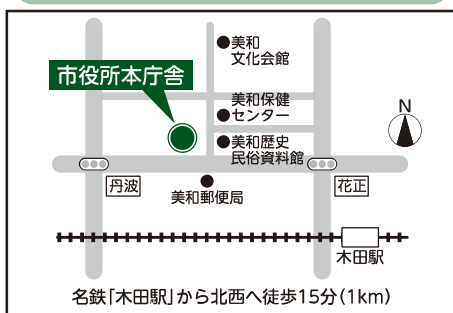


名鉄「甚目寺駅」から北へ徒歩10分(800m)

◎本庁舎での申告相談会

期 間	2月16日(水)～3月15日(火) ※土・日曜・祝日は除きます。
受 付 時 間	午前8時30分～午後4時 ※会場の混雑状況で早めに終了する場合があります。
会 場	市役所本庁舎2階大ホール・第3会議室・第4会議室
相 談 方 法	受付番号順に個別面談にて申告書作成を行います。受付にて「申告相談受付票」をお渡ししますので、記入をお願いします。

本庁舎への交通のご案内



名鉄「木田駅」から北西へ徒歩15分(1km)



○正面駐車場は大変混雑しますので、庁舎北側駐車場をご利用ください。

○駐車場の台数には限りがありますので、できる限り徒歩や自転車、庁舎間臨時連絡車両等でのご来庁にご協力ください。

◎申告相談会場における新型コロナウイルス感染症対策

申告相談会場では、次の新型コロナウイルス感染症対策を講じますので、ご理解、ご協力をお願いします。

- ・入場の際に、検温を実施し、37.5度以上の発熱が認められる場合は入場をお断りさせていただきます。発熱等の症状のある方や体調の優れない方は、来場を控えていただくようお願いします。
- ・相談席等にビニールシートの衝立を設置し、机や椅子等の定期的な消毒を実施します。
- ・定期的に窓を開放して換気しますので、できるだけ暖かい服装でご来場ください。
- ・待合室では、一定の距離を確保して椅子を設置します。混雑してきた場合、受付けだけを行い、時間をおいて再来場をお願いすることがあります。(できる限り少人数でお越しください)

- ・待合室の混雑、密を減らすため、**作成済みの申告書の検算を廃止します**。国税庁ウェブサイト等から申告書を作成された方など、ご自身で申告書を作成された方は、そのまま、会場内の申告書投函箱に投函していただくか、直接、津島税務署へ郵送してください。(どうしても内容の確認を希望される方は、一般の受付番号順でお待ちいただくことになります)
- ・感染症対策の観点を踏まえ、できるだけ、自宅等から納税者ご自身のスマホやパソコンにより、国税庁ウェブサイトの確定申告書作成コーナーからのe-Tax(書面に印刷して郵送も可)をご利用ください。(市民税・県民税の申告書も、市公式ウェブサイトから、申告書の作成及びふるさと納税の試算もできます。ただし、電子申告には対応していませんので、印刷して郵送してください)

◆申告に必要なもの(筆記用具をご持参のうえ来庁ください)

- ①申告書または「確定申告のお知らせ」ハガキ(送付のあった方のみ)
 - ②申告者名義の口座の分かるもの(還付申告の場合)
 - ③マイナンバーカードまたは通知カード(通知カードの場合は、身分証明書もお持ちください)
 - ④令和2年分の確定申告書の控え(お持ちの方のみ)
 - ⑤所得の分かるもの【原本をお持ちください】
(源泉徴収票、収入経費の分かるもの、配当所得の支払通知書・取引報告書等)
 - ⑥所得控除に必要な証明書・領収書【原本をお持ちください】
 - ・健康保険や介護保険などの1年間に支払った金額の分かるもの(年金から引き落としされている方は、本人以外の申告で社会保険料控除とすることはできません)
 - ・国民年金保険料の控除証明書
 - ・生命保険や個人年金、介護医療保険、地震保険などに支払った保険料の証明書
 - ・医療費控除の明細書【内訳書】
- ※領収書、医療費通知のみでは医療費控除が受けられません。必ず「医療費控除の明細書【内訳書】」の作成、添付が必要となります。(明細書は、医療を受けた人、医療機関別の合計金額を記入してお持ちください。医療費通知(医療費のお知らせ)を使用する場合は添付してください)
- ・寄附金の領収書、証明書等

◆市の申告相談会場では受付ができない方

以下に該当する方は、市役所の申告相談会場では受付ができないため、津島税務署の相談会場(津島市文化会館)へのご案内となりますので、ご了承ください。

- ①申告に必要な書類が不足している方
 - ②譲渡所得(土地・建物・株の売却・先物取引・土地収用など)のある方
 - ③青色決算書や収支内訳書などの作成について相談のある方
- ※ただし、白色で収支内訳書が作成済みの方は受付できます。
- ④令和3年中に住宅を取得したことによる住宅借入金等特別控除などの申告をされる方
 - ⑤住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修特別税額控除、認定長期優良住宅新築等特別税額控除の申告をされる方
 - ⑥過年分の申告をされる方
 - ⑦提出期限(申告対象者の死亡から4か月)を過ぎた準確定申告をされる方
 - ⑧消費税、贈与税、個人事業税の申告をされる方

【上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等を申告される方へ】

上場株式等の配当所得等及び源泉徴収口座内の譲渡所得等については、住民税の税額決定通知書・納税通知書が送達される日までに、確定申告書の提出とは別に、市民税・県民税申告書を提出することで、住民税の課税方法(申告不要制度、総合課税、申告分離課税)を選択することができます。所得税と異なる課税方法を選択したい方は、期日までに、市民税・県民税申告書を提出してください。

◎庁舎間臨時連絡車両(10人乗りワンボックスカー)の運行について

申告相談会場(本庁舎)と甚目寺庁舎及び七宝公民館を結ぶ臨時連絡車両を下記のとおり**2月18日(金)から3月4日(金)**まで運行します。※土・日曜・祝日は除きます。

運行日	2月									
	18(金)	19(土)	20(日)	21(月)	22(火)	23(水・祝)	24(木)	25(金)	26(土)	
	○	×	×	○	○	×	○	○	×	
運行日	2月		3月							
	27(日)	28(月)	1(火)	2(水)	3(木)	4(金)				
	×	○	○	○	○	○				

◆時刻表

七宝公民館発	⇔	本庁舎発
8:40		10:20
10:45		12:35
13:00		14:05
14:30		15:40

甚目寺庁舎発	⇔	本庁舎発
9:30		11:10
11:30		13:25
13:45		14:55
15:15		16:25

- ・各庁舎間の移動は20分程度かかります。
- ・天候・道路状況・その他の要因により発車時刻が遅れる場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・待合場所(乗降場所)は、甚目寺庁舎もしくは七宝公民館と本庁舎の玄関ロビーです。庁舎間の途中での乗車・下車はできませんのでご承知願います。

◎税理士による無料税務相談のお知らせ

申告期間中、市役所の申告相談会場で、下記のとおり、東海税理士会・津島支部所属の税理士(2名)による無料税務相談コーナーを開設します。日頃、税金や申告についてお聞きになりたいことがあれば、この機会をご利用ください。※土・日曜・祝日は除きます。

開催日	2月												
	16(水)	17(木)	18(金)	19(土)	20(日)	21(月)	22(火)	23(水・祝)	24(木)	25(金)	26(土)	27(日)	28(月)
	○	○	○	×	×	○	○	×	○	○	×	×	○
時 間	午前9時30分～正午、午後1時～4時												

◎甚目寺市民サービスセンター及び七宝市民サービスセンターでの取り扱い

甚目寺市民サービスセンター(甚目寺庁舎)及び七宝市民サービスセンター(七宝公民館)では、**完成した申告書のお預かりのみ行います。**

申告書の内容の確認や質問がある方は、お手数ですが市役所本庁舎申告相談会場へお越しください。

申告書の郵送先・問合先		
【所得税・贈与税】	【市県民税】	【個人事業税】
津島税務署 〒496-8720 津島市良王町2-31-1 ☎0567・26・2161	市役所税務課 〒490-1292 あま市木田戌亥18番地1 ☎444・0509(直通)	西尾張県税事務所 〒491-8506 一宮市新生2-21-12 ☎0586・45・3169

あなたの申告はどのタイプ？

下記のA～Eの当てはまるところで確認してください

A 給与

年末調整は済んでいますか？

いいえ

はい

所得税を源泉徴収されていますか？

いいえ

はい

収入金額や扶養親族の状況、各種控除の合計額によっては、所得税の確定申告(市・県民税の申告)が必要となる場合があります。

次のうち一つでも該当しますか？

- ①年末調整していない給与がある
- ②給与以外の所得がある

いいえ

はい

控除に変更がありますか？(扶養控除、医療費控除など)

いいえ

はい

申告の必要はありません。

それは20万円を超えていますか？

いいえ

はい

市・県民税の申告をしてください。

所得税の確定申告をしてください。

B 公的年金

公的年金収入について所得税を源泉徴収されていますか？

いいえ

はい

公的年金以外にも所得がありますか？

いいえ

はい

あなたの年齢は65歳以上ですか？
(昭和32年1月1日以前生まれの方)

いいえ

はい

公的年金収入額が年間で98万円を超えますか？

いいえ

はい

申告の必要はありません。

公的年金収入額が年間で148万円を超えますか？

いいえ

はい

申告の必要はありません。

所得税の確定申告(場合によっては市・県民税の申告)をしてください。
※公的年金の収入金額が400万円以下の方は申告不要制度に該当する場合があります。

C 個人事業など

個人事業主の方

はい

不動産収入のある方

はい

土地や家屋などの資産を売られた方

はい

税務署から申告書が送付されてきましたか？

いいえ

はい

所得税の確定申告
(場合によっては市・県民税の申告)をしてください。

所得税の確定申告をしてください。

D 収入のない方

あま市内の家族の扶養親族になつていますか？
(税法上の扶養)

いいえ

はい

国民健康保険に加入していますか？

いいえ

はい

申告の必要はありません。

市・県民税の申告をしてください。

E A・B・C・Dのいずれにも当てはまらない方

市役所税務課までご相談ください。

☎444・0509 FAX445・3856